

## 令和2年10月室戸市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和2年10月23日(金)午後1時30分～午後2時20分
2. 場所 室戸市役所2階 第1会議室
3. 出席委員 10名

1番 島巻 賢二委員 2番 細川 季代委員 3番 藤岡 義博委員  
4番 小松 弘之委員 5番 谷村 眞一委員 6番 西岡 豊委員  
7番 川崎 一男委員 8番 阿野田久志委員 9番 尾崎 考平委員  
10番 山崎 修委員

4. 欠席委員 なし
5. 事務局 次長 富士原 夏樹

6. 議案  
第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更  
(農用地区域からの除外)について  
第2号議案 農地法第3条許可申請について  
第3号議案 非農地証明願について  
第4号議案 (追加議案) 農地法第5条の規定による  
許可後の事業計画の変更申請について  
その他の件 令和2年度農地利用状況調査(法30条)  
荒廃農地の発生・解消状況に関する調査報告に  
ついて

(開会時刻午後1時30分)

(会長あいさつ)

議長 ただいまから10月定例総会を開会致します。  
はじめに事務局より諸般の報告をいたします。

事務局

はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中10名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より、過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。推進委員さんの出席者数は、10名中9名のご出席で福富委員さんより欠席のご連絡をいただいております。

中屋局長は、本日公務のため欠席となっております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について

第2号議案 農地法第3条許可申請について

第3号議案 非農地証明願について

第4号議案（追加議案）農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請について

その他の件 令和2年度農地利用状況調査（法30条）荒廃農地の発生・解消状況に関する調査報告について

の順となっております。

（9月総会以降の農業委員会の活動の報告）

以上で、諸般の報告を終わります。

議長

それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

それでは2番 細川委員、4番 小松委員にお願いします。

議 長           これより議事に入りますが、今回、みなさんに追加議案について、説明いたします。本来なら毎月の定例総会の議案については、毎月10日が締め切りとなっており審議を行っていますが、様々な事情により議案の発送後に追加議案が発生する場合があります。本日みなさんに第4号議案で5条の変更申請ができております。このことについて、まず事務局より説明いたします。

事 務 局           第4号議案追加議案についての経過を報告いたします。6月の定例総会で農地法第5条（砂利採取）の一時転用の許可申請のあった、からの変更申請です。当初砂利を採取した後、隣接する国道と高さを合わせるため1mの盛土を行い、果樹等を植える計画となっておりました。8月11日付けでの県の5条の転用の許可を受けて、現在砂利採取は完了しておりますが、土地所有者（賃貸人）より、盛土の高さを0.5m～0.7m程度に低くしてもらいたいとの申し出がありました。土壌の乾燥や潮風の影響を避けるためという理由です。この場合は、県にも確認済ですが、5条転用許可後の変更の申請が必要となることや、砂利採取の認可の変更申請も併せて県に申請する必要があること、また一時転用のため許可期間が許可後半年間と限られていることから、今回の追加議案とさせていただきます。

議 長           事務局より追加議案の内容について説明がございました。この点について何か質問ございますか。

（な し）

議長 ないようでございますので、議案審議に移ります、第1号議案  
室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）に  
ついて議題といたします。  
この件につきまして産業振興課 中吉主任より説明をお願いします。  
説明の間、休憩いたします。

産業振興課 第1号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更について説明させ  
中 吉 ていただきます。農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づ  
く農用地区域からの除外となります。申請者、  
場所は議案書1ページをご覧ください。筆がたくさんありまして、  
羽根町字 他11筆になります。登記地目及び利用状  
況につきましても、議案書に記載のとおりです。面積については、  
合計で2,641㎡です。変更後の用途としましては消防屯所及び進入  
路となっております。  
土地の選定理由としまして、現在の消防屯所が津波の浸水区域であ  
り、建設予定地は津波浸水区域外で、周辺農地に影響を及ぼすおそ  
れもないことから選定いたしました。説明は以上です。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、  
説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査等の報告を  
お願いします。

7 番 第1号議案について説明いたします。申請地は、やまもと病院の  
川 崎 西の市道を北へ30mくらい行った所がありまして、市道の北と  
南に分かれたところにあります。周辺は非耕作地と宅地で、耕作  
しているところは一切ありませんので農用地区域から除外して  
も問題ないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんからの報告がございました。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますので、お諮りします。  
第1号議案 農用地区域からの除外についての市への回答について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって第1号議案については、農用地区域から除外することを承認することに決定致します。  
中吉主任は、ここで公務のため退席となります。  
ありがとうございます。

(中吉主任退席)

議 長 それでは、続きまして、第2号議案番号1農地法第3条許可申請の件について、議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事務局

第2号議案番号1農地法第3条許可申請について説明いたします。  
申請地は室戸岬町字                    、登記地目は畑、現況地目も畑  
となっており、申請面積は85㎡となっております。本申請は、  
                    さんから                    さんへの売買に  
よる所有権移転の申請です。  
以上については、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。  
なお、同議案の判断については、別紙調査書のとおりですので、  
調査書に従って説明させていただきます。

(別紙調査書より説明)

～事務局より説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より申請内容について  
説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査の報告を  
お願いします。

5番  
谷村

第2号議案について証言します。申請地の場所は、港のちょうど  
真上にあって、旧道から上になります。10月19日の午後3時、  
中島推進委員、行政書士の小倉さん、事務局富士原さんと私の4  
人で場所を確認してきました。  
場所は申請者の家の真下の土地なので、そこのお母さんがずっと  
畑をやっております。先程の事務局の説明のとおりなので、何等  
問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。関係担当地区委員さんからの報告があ  
りました。  
ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(な し)

議 長 ないようでございますのでお諮りします。  
ただいまの意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よってこれを許可することに、決定致します。

議 長 続きますして第3号議案番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。  
説明の間、休憩します。

事 務 局 第3号議案番号1非農地証明願について説明いたします。申請地は、  
室戸岬町字 〇〇〇〇 で登記地目は田、現況地目は原野となっております。面積が465㎡で、農用地区域外です。

〇〇〇〇さんの所有地です。  
申請理由ですが、昭和39年8月頃から耕作を放棄し荒れるがままになって雑木・葛等が生い茂っており、農地への復旧が困難となっております。事務局より説明は以上です。

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査等の報告をお願いします。

5 番 この場所も先程と同様の日に確認してきました。ここの場所は、  
谷 村 ガソリンスタンドのあるところから、東のすぐ横に谷があり、  
その谷の東側になります。ここはその谷が崩れて、それからは誰も  
手を付けていない状態でした。今は木が生い茂って、農地に復旧は  
できそうもありません。以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。担当地区委員さんからの報告がございま  
した。この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

( な し )

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。  
非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。  
よって非農地証明を交付することを許可することに、決定致します。

議 長 続きまして追加議案であります第4号議案番号1 農地法第5条の  
規定による許可後の事業計画の変更申請の件について議題といた  
します。この件につきまして、事務局より説明をいたします。  
説明の間、休憩します。



事務局

第4号議案番号1 農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請の件について説明いたします。

今週郵送でお送りしました追加議案の資料の方をご覧ください。

まず、こちらの申請は、農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請についてです。変更申請者は

、変更申請日は令和2年10月19日です。申請の当初は砂利採取した後、原状回復を行い、その後果樹等を植えるための浸水対策として、約1mの盛土する計画となっており、6月の定例総会で承認され、県へ進達し、今年の8月11日付けで県の許可がでております。

今回、転用事業者であります

さんより土地所有者（賃借人）である

さんから砂利採取後の盛土の高さを当初計画の概ね1mから土壌の乾燥及び潮風の被害が想定されるため盛土高を0.5mから0.7mに変更したいという内容の申請がありましたので、追加議案とさせていただきます。

現在、砂利採取は終了し、変更申請の0.5mから0.7mまでの盛土を完了している状態です。完了後は果樹を植える予定とのことであり、盛土高を変更することに対して、周辺の農地所有者からの同意書も得ていることから、問題はないと考えております。10月19日の午後3時30分頃に、谷村代理と中島推進委員さんと3人で現地を確認しております。事務局より説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地確認の報告をお願いします。

5番  
谷村

こちらの申請地についても、先程の議案と同日に、中島推進委員と事務局の富士原さんと私の3人で現地を確認してきました。

この場所は、台風が来たら越波して水がたまる場所ですけど、本人がこればでえいとしたら、それでいいのではないかと考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。関係担当地区委員さんからの報告がございました。この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なし)

議長 格別ないようでございますのでお諮りします。第4号議案番号1農地法第5条の規定による許可後の事業計画の変更申請の件について、申請のとおり承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。よって第4号議案につきましては申請どおり変更を承認し、県へ許可相当として、進達することに致します。

議長 続きまして、その他の件 令和2年度農地利用状況調査(法30条) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査報告について議題といたします。この件について、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩いたします。

事務局 資料1-1と1-2を使って説明いたします。今年度も農地利用状況調査にご協力いただき、ありがとうございました。9月28日から10月7日にかけて室戸市内を6地区に分けて調査を行いました。お手元の配付資料1-1の令和2年度荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果表を御覧ください。

今年はなかなか、白（遊休農地解消）になったというところが、ありませんでした、現在のところ緑（遊休農地）が増えているという状況でございます。今日まだ事務局に報告されていない委員さんがおられましたら、随時追加していきますのでよろしくお願い致します。

この表は、去年から今年にかけて変化のあった筆について挙げています、昨年も緑で、今年も緑で変わりのないところは、あげておりません。

今年、新たに発生した緑（遊休農地）については、前年と同様に利用意向調査（アンケート）を実施し、担当地区の委員さんに、個別訪問して、農地の所有者又は管理者に対してアンケート調査を実施していただきますので、よろしくお願い致します。

現在、アンケート資料を事務局にて作成中ですので、準備ができ次第、事務局と打合せの連絡をいたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願い致します。

議 長

新しい委員さんは初めてと思いますが、7月に全体で農地・農政部会で巡回をして、今回は荒廃地（遊休農地）について、各地区ごとに9月下旬から10月7日まで行いました。その中で資料に示されておりますとおり、室戸1（東）と佐喜浜地区に対象者が出ております。今、事務局から説明がありましたとおり、内容が整いしだい、打合せをして実施することとなります。担当地区の委員さんにご苦労でございますがよろしくお願い申し上げます。今回は全体的には、利用意向調査の対象調査地区が出てきたわけですが、他の地区もそれぞれパトロールに回った訳でございます。そういうことですので順次、佐喜浜地区から羽根地区まで、今回の農地利用状況調査（荒廃地調査）の状況の報告をお願いいたします。それでは、佐喜浜地区からお願いいたします。

8 番  
阿野田  
それでは報告いたします。9月28日に佐喜浜地区を回らせていただきました。資料のとおり8筆の白から緑がありました。農道に対して上下で非常に便利のいいところで、水も豊富ですけど残念ながら耕作する人がいなくなって、こういった現状になっております。その他の地区としては去年までとあまり変わっておりません。水稲も佐喜浜ではだんだん少なくなってきておりますが、畜産をやっている農家が4軒ほどありまして、牧草等を植えて荒廃化は今のところ免れております。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして室戸岬地区お願いいたします。

5 番  
谷 村  
室戸岬地区は以前と変わらず、自分のところはもう、2人しか、生産している人がいない状況で、他の所は荒れたままです。これ以上新しい人が増えることもないし、現状のままです。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして室戸（東）地区お願いいたします。

6 番  
西 岡  
10月1日に巡回しまして、資料のとおり室戸中央公園に入る手前のあたりが去年くらいまで耕作されていましたが、今年はほとんど耕作されていないということで、だいぶ非耕作地が増えてきております。地主さんがどれくらいいるかわかりませんので、これを調査するのはかなり大変というふうに感じております。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして室戸（西）地区お願いいたします。

3 番 10月6日に、竹崎推進委員・事務局富士原さんとそれぞれの地区に分けて回って行きました。去年に比べて、そんなに変わっているところは目立たなかったけれど、ただ黄色の花が目立つところが目先にちらついて、いけませんでした。

各地区、浮津から始まって、奈良師川の上流、元川の上流筋、崎山、行当・新村を回ってきましたが、今はもう農地が無くなった地区もありますし、主に注目してみてきましたのは、元川の流域と崎山から元・脇地地区の箇所です。そこで特に気づいたのは休んでいる、荒らしておるが灌木までには至っていないけれども、そういう状況は今までと変わりません。ですが、自分達3人が見てこれはちょっと変わったな、いい傾向だなということが1点ありまして、それはまず元川流域の荒れたところが牧草地に変わっていたという、そして崎山へ移ったら、崎山も従来から牧草は栽培しておりましたけれど、最近よけ目立つようになって、それから元田へ下りてきましたら、去年まではアワダチ草がどっさりあったのに、背丈以上の牧草が栽培されていて、こういう状況が続いてくれたら、荒廢地が解消できると密かな期待をもって3人で見て回りました。以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。続きまして吉良川地区お願いいたします。

4 番 吉良川地区の委員全員と事務局1名、産業振興課職員1名で10月7日に巡回しました。黒耳・東の川・西の川・庄毛・西山を回りまして、西の川・庄毛など遊休農地もありましたが、概ね耕作農地でありました。簡単ですが報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。続きまして羽根地区お願いいたします。

7 番 羽根地区は地区委員全体で回りました。状況としては前年と変わりは  
川 崎 ありませんでしたので、新たな遊休農地はありませんでした。  
以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告で何かお聞きしたいこと  
などありませんか。

(な し)

議 長 格別ないようでございますので、利用状況調査の継続及び遊休農地  
の利用意向調査（アンケート）の皆様のご協力をお願いします。

議 長 それでは、その他、ご意見・ご質問等何かありませんでしょうか。  
なければ、総会についてはここで締めさせていただきます。  
事務局より、その他の事務連絡をお願いします。

事 務 局 (その他の事務連絡)

議 長 他に何かありませんでしょうか。なければ、閉会の挨拶を谷村職務  
代理をお願いいたします。

(谷村職務代理の閉会の挨拶)

(閉会時刻午後2時20分)